

平成21年度

水防計画書

稲美町

目 次

第1章	総則	-----	P 1
第2章	水防組織と機構	-----	P 1 ~ P 3
第3章	重要水防区域	-----	P 4
第4章	水防体制及びその活動種類	-----	P 5
第5章	水防信号	-----	P 6
第6章	避難のための立退き	-----	P 7
別 記	警戒ため池及び河川箇所図		

水 防 計 画

第 1 章 総 則

この計画は、水防法第1条の目的を達成するため、本町管内の各河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、輸送等、水災事態に対処する適切な水防体制を確立強化して被害の軽減につとめ、住民生活の安全を図ることを目的とする。

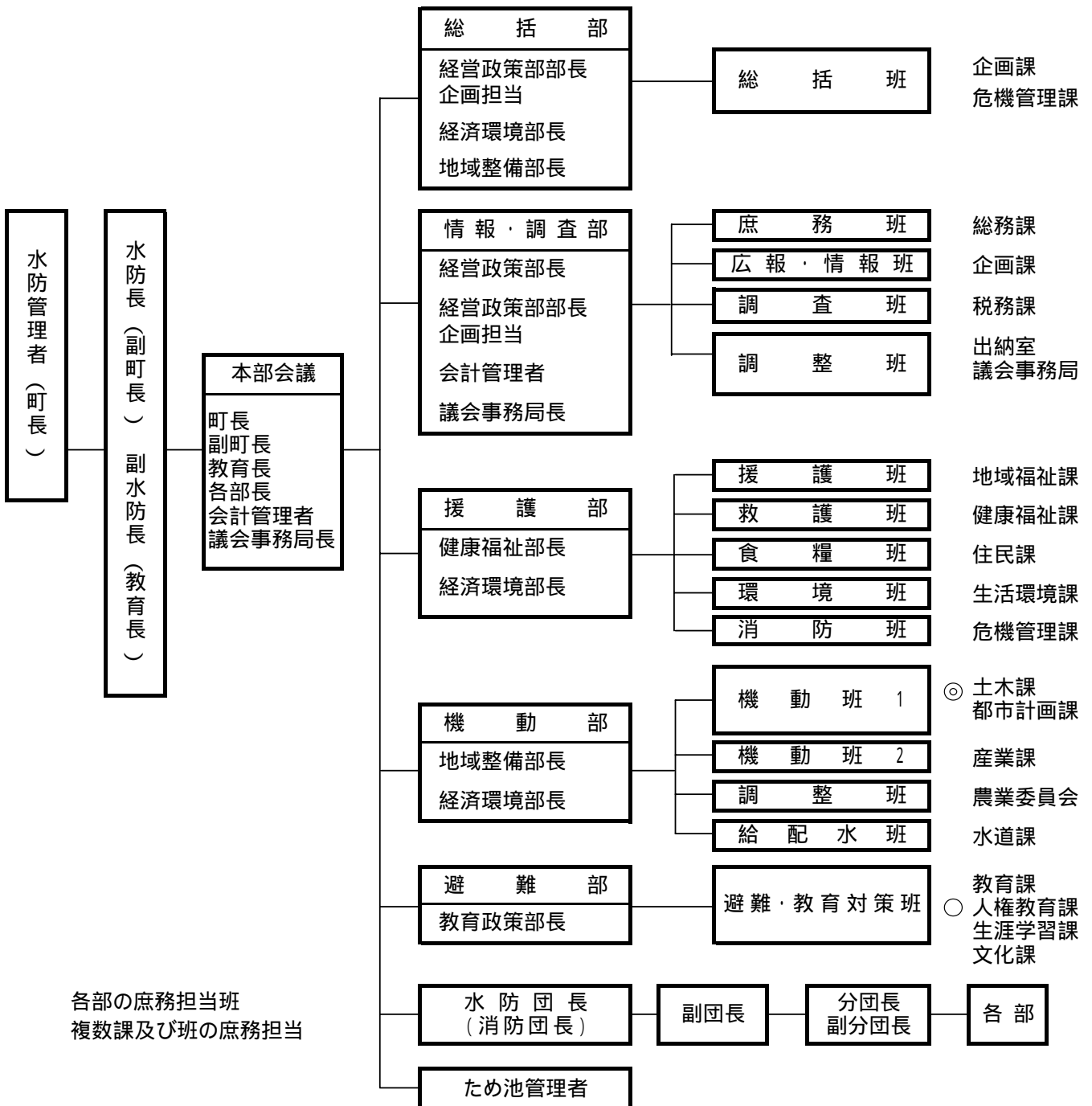
第 2 章 水防組織と機構

1. 組 織

- (1) 水防管理者は、気象情報や水防警報等により水災が発生するおそれがあると判断した場合に町役場内に水防本部を設置する。
- (2) 消防団は、水防団に切り替えるものとする。

2. 機 構

- (1) 水防本部の機構



3. 職務分担

- (1) 水防管理者は、災害防護活動の統轄的な指揮をとる。
- (2) 水防長及び副水防長は、水防管理者を補佐し、水防管理者に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 各部長は、水防管理者の命を受け各班との連絡調整を図り水防作業を指揮監督する。
- (4) 水防団長(消防団長)は、水防管理者の命を受け水防団員(消防団員)を指揮監督する。
- (5) ため池管理者は、所管ため池を警戒、監視するとともに連絡員を定めて速やかに水防管理者に報告するものとする。

4. 各班の事務分担

各班は、次の事務分担をする。なお、その詳細については班長があらかじめ定めておくものとする。

部 名	班名(担当課等)	事 務 分 掌
総括部 【部長】 経営政策部部長 企画担当 経済環境部長 地域整備部長	総括班 (企画課) (危機管理課)	水防対策本部の設置、閉鎖等に関する事。 本部会議の開催に関する事。 水防関係機関との連絡調整に関する事。 自衛隊の派遣要請に関する事。 各部との連絡調整に関する事。
情報・調査部 【部長】 経営政策部長 経営政策部部長 企画担当 会計管理者 議会事務局長	庶務班 (総務課)	職員配備状況の把握、調整、派遣等に関する事。 県・他市町等との相互応援及び応援職員の受け入れ並びに配備に関する事。 公務災害の認定に関する事。 災害応急車両の借上げに関する事。 災害対策用物資(食糧を除く)の調達に関する事。 応急仮設住宅の建設に関する事。 町有財産の災害応急対策の取りまとめに関する事。
	広報情報班 (企画課)	災害時の情報の整理、記録に関する事。 災害に係る広報活動に関する事。 報道機関との連絡調整に関する事。
	調査班 (税務課)	被災者及び家屋の被害調査に関する事。 被災証明発行に関する事。 災害による町税等の減免に関する事。
	調整班 (出納室) (議会事務局)	水防活動期に応じた他部、他班への協力に関する事。
援護部 【部長】 健康福祉部長 経済環境部長	援護班 (地域福祉課)	被災者の生活支援に関する事。 災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。 救援物資、義援金等の受入れ及び配分に関する事。 災害時要援護者の対策に関する事。

健康福祉部長 経済環境部長	援 護 班 (地域福祉課)	社会福祉施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
	救 護 班 (健康福祉課)	救護所の開閉に関すること。 医師会、医療機関等との連携に関すること。 感染症対策に関すること。 防疫機器、薬剤の調達及び配分に関すること。
	食 糧 班 (住民課)	避難者及び災害応急対策要員食糧の調達に関すること。 炊き出しの実施及び配分等に関すること。 避難所運営の応援に関すること。
	環 境 班 (生活環境課)	災害廃棄物等の処理に関すること。 応急仮設トイレに関すること。 災害廃棄物等の応急処理施設及び仮処分地の確保に関すること。 環境衛生対策に関すること。 埋火葬に関すること。
	消 防 班 (危機管理課)	気象及び災害等の情報収集並びに伝達に関すること。 災害による被害の軽減に関すること。 被災者の救急・救助に関すること。 消防団に関すること。
機 動 部 【部長】 地域整備部長 経済環境部長	機 動 班 1 (土木課) (都市計画課)	道路障害物の除去に関すること。 緊急交通路及び避難路に関すること。 交通規制に関すること。 道路、橋梁、公園等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 現地における技術指導に関すること。 被災建築物応急危険度判定に関すること。
	機 動 班 2 (産業課)	ため池等の警戒並びに応急対策及び復旧に関すること。 農林水産関係の被害調査及び連絡調整に関すること。 現地における技術指導に関すること。
	調 整 班 (農業委員会)	災害活動期に応じた他部、他班への協力に関すること。
	給 配 水 班 (水道課)	応急給水に関すること。 上下水道施設の被害調査及び応急対策及び復旧に関すること。
避 難 部 【部長】 教育政策部長	避 難 ・ 教 育 対 策 班 (教育課) (人権教育課) (生涯学習課) (文化課)	学校施設の防災、復旧に関すること。 学校施設、社会教育施設等の被害状況、災害対策状況の収集、報告等に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 応急教育施設の確保及び応急教育対策に関すること。 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 児童生徒の被災状況の調査に関すること。

第3章 重要水防区域

1.警戒を要する河川調査表

河川名	地区名	右左岸別	備考
喜瀬川	六分一	全域	
曇川	中村	〃	
国安川	国安	〃	
草谷川	草谷	〃	

2.警戒を要するため池調査表

	ため池名	管理者名	地区	貯水量(m ³)	堤長(m)	要注意箇所
①	新仏池		岡	52,000	900	堤体
②	千波池		国岡	200,000	719	堤体 洪水吐
③	大沢新池		加古	39,880	190	堤体 洪水吐
④	王子池		国安	6,000	60	洪水吐

第 4 章 水防体制及びその活動種類

1. 水防体制

水防体制は、兵庫県東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所からの水防指令又は、神戸海洋気象台からの警報発令若しくは水防活動の必要がある異常時に組織する。

2. 非常配備の種類と出動者

(1) 第1号非常配備体制

各班の班長以上がこれにあたり、情報連絡を主として、事態の推移によって直ちに活動ができる体制とする。

(2) 第2号非常配備体制

第1号非常配備体制に、各課の係長級以上や防災担当者を加えた各班全員体制でこれにあたり、水防事態の発生により直ちに水防活動が遂行できる体制とする。

(3) 第3号非常配備体制

全正職員をもってこれにあたり完全な水防体制とする。

3. 非常配備の時期及びその基準

(1) 非常配備の時期は、水防長が指令し、その基準は次のとおりとする。

ア. 第1号非常配備体制(水防指令第1号発令時)

今後の気象情報と水位に注意及び警戒を必要とするとき。

イ. 第2号非常配備体制(水防指令第2号発令時)

水防事態発生が予想され、約6時間後には水防活動の開始が考えられるとき。

ウ. 第3号非常配備体制(水防指令第3号発令時)

事態が切迫し、約3時間後に水防活動の必要が予想されるとき。

事態の規模が大きくなって、第2非常配備体制では対処しかねると考えられるとき。

4. 非常配備の解除

水防長は、水位が通報水位以下に減じたとき、又は危険がなくなったときに指令を解除し、これを一般に周知させるとともに、関係機関に対してその旨を報告する。

第 5 章 水 防 信 号

1. 水防信号

区 分	警 戒 信 号	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	有線放送	休止 休止 休止	約5秒間吹鳴 約15秒間休止
第2信号	有線放送	- - - -	約5秒間吹鳴 約6秒間休止
第3信号	有線放送	約10秒間吹鳴 約5秒間休止
第4信号	有線放送	乱 打	約1分間吹鳴 約5秒間休止

備 考

- (イ) 信号は、適宜の時間吹鳴する。
- (ロ) 警鐘信号とサイレン信号は必要により併用するものとする。
- (ハ) 危険があるときは、電話または口頭(伝令)をもって伝達する。

2. 信号の区分

第1信号

河川の量水標が通報水位に達したことを知らせる。

第2信号

水防団員が直ちに出勤すべきことを知らせる。

第3信号

該当水防管理団体の区域内に居住する職員が出勤すべきことを知らせる。

第4信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる。

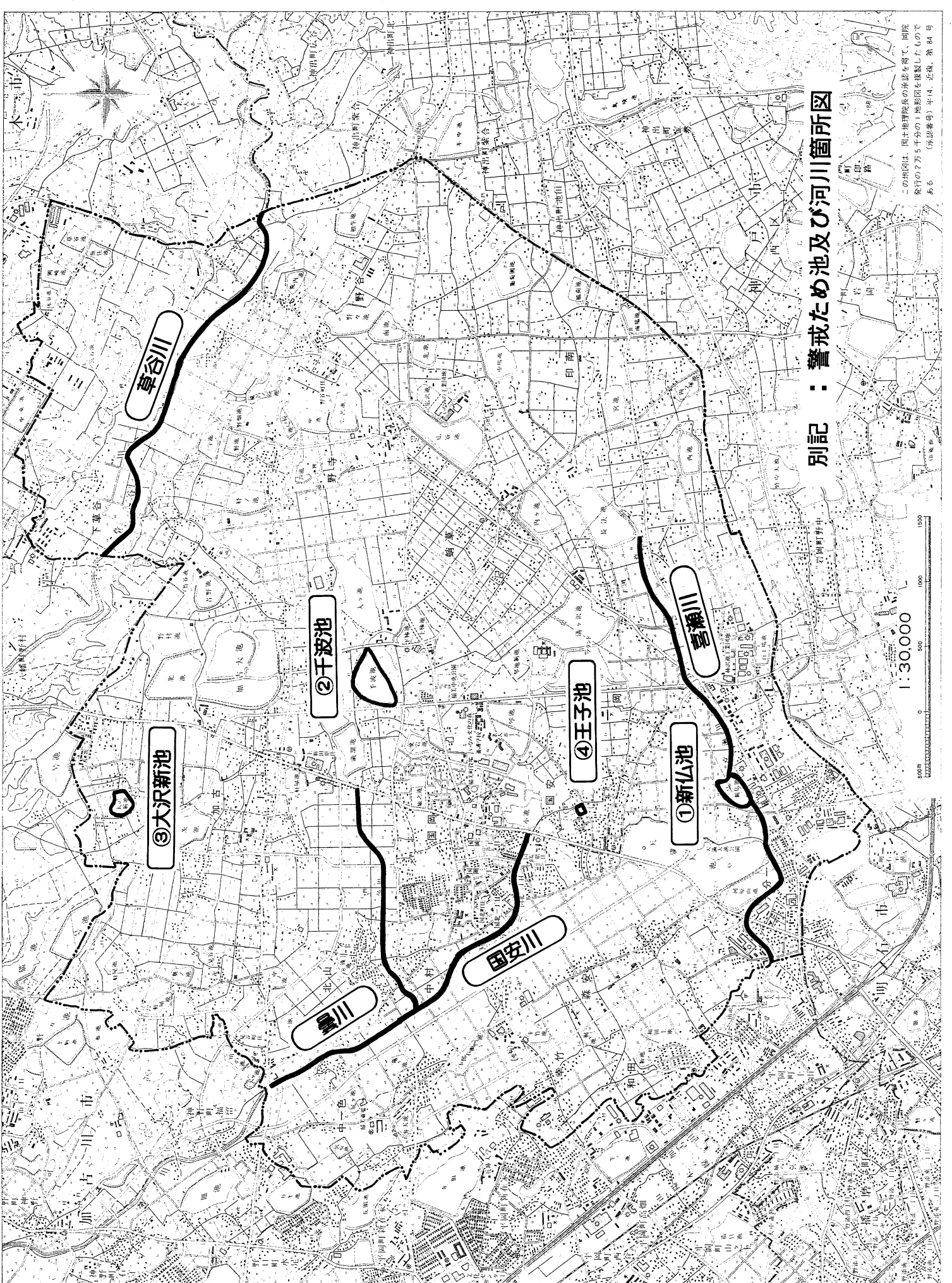
第6章 避難のための立退き

1. 避難勧告から避難所までの誘導は、各避難勧告指示者(各部長)が行い、避難所開設及び収容保護は水防管理者が行う。また、これを実施する場合は、緊密な連絡を保ちつつ万全を期すものとする。なお、災害救助法の適用を受けた場合は、知事の補助機関として委任を受けたものとして実施する。

2. 避難所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	収 容 人 員	炊 出 可 能 数
加古小学校	加古2316	492-0007	600人	900
母里小学校	野寺88-1	495-0024	600人	1,500
天満小学校	国岡538	492-0300	800人	2,550
天満南小学校	森安81	492-6168	600人	1,050
天満東小学校	岡1500	492-4371	600人	1,200
稲美中学校	岡2075-1	492-4400	1,500人	
稲美北中学校	加古4269	492-0201	1,000人	
加古福社会館	加古4369-3	492-0041	100人	
母里福社会館	野寺113-1	495-0004	100人	
総合福社会館	国岡6-184	492-4479	100人	
いなみ文化の森	国安1286-1	492-7700	200人	
いなみ野体育センター	国安1294-1	492-1479	500人	
いきがい創造センター	国岡1-1	492-2340	200人	
農村環境改善センター	六分一541-2	492-5251	100人	
西部隣保館	中村1043-1	492-3119	100人	
合 計	15箇所		7,100人	7,200

注) 災害の状況により、一部の施設を指定して救護所を開設することがある。



別記：警戒ため池及び河川箇所図

この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。
 (元図番号) 甲14、近畿、第84号

稲美町全図